

阿賀野市オープンデータの推進に関するガイドライン

令和4年10月24日

1 趣旨

本ガイドラインは、阿賀野市（以下「本市」といいます。）におけるオープンデータ推進の取り組みについて、基本的な方針を定めています。

2 背景

国において「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進計画」により、地方公共団体が保有するデータのオープンデータ化を推進しており、県においても、オープンデータの推進を盛り込んだ「新潟県 ICT 推進プラン」が策定されていることを踏まえ、本市においてもオープンデータの推進に取り組みます。

3 目的

さらなる行政の透明性・信頼性の向上、業務の高度化・効率化を目指すことはもとより、機械判読可能なデータを提供することにより、アプリ開発や先駆的なデータ解析などの新しいサービスを提供するビジネスの創出に期待するとともに、公開データによって市民生活の向上、企業活動の活性化等を促進し、社会経済の発展に寄与することを目的としています。

4 取組の方向性

本市のウェブサイトにおいて公開されるデータなどの情報は、可能な限りオープンデータとして公開します。ただし、個人情報保護など二次使用が制限される情報は対象外とします。

5 オープンデータの基本ルール

（1）機械判読に適したデータ形式

容易に利用（加工・編集・再配布等）ができるよう、アプリケーションに依存しないデータ形式 CSV 形式を基本とし、写真等の画像データは、JPEG 形式で公開します。ただし、その他のデータ形式での公開を制限するものではありません。

（2）二次利用が可能なデータであることの明示

データの二次利用を認めることを原則とし、クリエイティブコモンズを

使用しデータ所有者があらかじめ条件を付して承諾していることを明示します。原則として利用者にとって最も自由度の高い「CC-BY」を適用します。

(3) 二次利用に必要な情報の周知

二次利用のために必要な情報（利用条件・免責事項等）は、利用規約等で明記します。

(4) データの取得

各所属が取得するデータや各種成果指標等について、オープンデータとして公開し二次利用が可能となるよう、収集・調達時に予め調整します。

6 公開方法

(1) 保有データのオープンデータ化

オープンデータの基本ルールに沿って、所管課がオープンデータ化を行うこととします。また、データに変更があった場合については、随時所管課で修正・更新等を行ってください。

(2) ウェブサイトへの公開

オープンデータを指定の様式にて本市のウェブサイトの該当カテゴリーへ掲載します。

(3) カタログページのリンク作成

オープンデータはカタログページを作成し、一括管理します。基本的には、カタログページにデータを掲載しますが、人口データ等、定期更新によりデータの蓄積がされる場合には、内部リンク等で対応します。掲載データに更新が必要な場合は企画財政課デジタル化推進室までご連絡ください。

7 その他

本ガイドラインの内容は、国または県におけるオープンデータ推進の方向性が示された場合や ICT 関連技術の進展等に応じて、随時改定を行います。